

赤穂市環境審議会会議録

令和6年10月29日開催

赤穂市環境審議会次第

1 日 時 令和6年10月29日（火） 午後2時00分

2 場 所 市役所6階大会議室

3 出席者

学識経験者	中村隆紀、萬代新一郎
市議会議員	中谷行夫、奥藤隆裕、前川弘文
市民組織の代表者	谷山典子、打田拓豊、花崎崇子
産業界の代表者	梅本弘幸、平田一典、刘万鑫
公募市民	小舟正文、一二三千加子
関係行政の職員	金川正敏、村上晴茂、津田稔
市関係職員	溝田康人、高原典子、尾崎浩司
事務局	（環境課長）丸尾誠 （環境係長）中濱祐介 （脱炭素・産業廃棄物担当係長）西原秀典 （環境係）山下祐哉

4 会議次第

- （1）あいさつ
- （2）委員の紹介
- （3）協議事項
 - ・会長及び副会長の互選について
- （4）諮問事項
 - ・赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）について
- （5）報告事項
 - ・令和6年度版「赤穂の環境」の概要について
- （6）その他

事務局

失礼いたします。本日は大変お忙しいところ、ご出席賜りありがとうございます。

本日司会進行を務めます環境課長の丸尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会の任期は2年となっており、本年4月1日の改選後、最初の審議会となっております。本日、会長及び副会長の互選を行いますので、会長が決まりますまでの間、私の方で司会をさせていただきます。

始めます前に資料の確認をお願いいたします。お手元の方にお配りしております、まず一つ目に次第でございます。次に、資料1 赤穂市環境審議会委員名簿、資料2 赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)について、別紙とあわせて2枚の資料となっております。資料3 赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)に対する意見について、資料4 令和6年度版「赤穂の環境」の概要について、以上になります。不足等ございましたら、お申しつけください。よろしいでしょうか。

なお、「赤穂の環境」の冊子につきまして、緑色の冊子になりますが、これまでにお渡しできなかった委員の皆さまの机の上には冊子をお配りしております。こちらの方、またお持ち帰りいただきまして、ご覧いただければと思います。

それでは改めまして、ただ今より、赤穂市環境審議会を開会させていただきます。

はじめに、本日の委員の出席状況でございますが、資料1の赤穂市環境審議会委員名簿をご覧ください。

名簿記載の委員のうち、渡邊委員、小西委員、安田委員、矢野委員、圓尾委員、以上5名の委員からは事前に欠席の連絡をいただいております。また、名簿の中の赤井委員、松本委員、棟廣委員以上3方につきましては、欠席の連絡はいただいておりますので、追って出席いただけるものと考えております。以上を踏まえまして、委員総数27名に対しまして、現在出席委員数が19名でございます。委員の過半数を超える状況の出席をいただいておりますので、赤穂市環境審議会規則第6条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは次第に移ります。

次第2、溝田副市長よりご挨拶申し上げます。

副市長

皆さまこんにちは。副市長の溝田でございます。

本来であれば牟禮市長の方が来て、ここでご挨拶をするところですが、他の公務のため、市を代表いたしまして私より一言挨拶を申し上げます。

本日は、公私共にお忙しいところ、ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。また、任期2年となります環境審議会の委員にご就任をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今年の夏は大変暑かったと思います。私は汗かきですから、今も汗をかいているような暑さでございますが、世界的にも気候変動の影響が懸念されているところであり、温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルを目指して、取組を進めているところではありますが、本市といたしましても、「赤穂市ゼロカーボンシティ宣言」を行いまして、カーボンニュートラルの推進に取り組んでいるところであります。

本日はクリーンな燃料の使用が広まることを期待して、「赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)」について、ご審議をいただく予定としております。皆さまから忌憚のないご意見をいただきまして、慎重審議をお願いしたいと思います。簡単ではございますが、冒頭の私のご挨拶とさせていただきます。二年間、よろしくお願いいたしますと思います。

事務局

ありがとうございました。

次に次第2、委員の紹介に移ります。令和6年4月1日の改選から、初めての審議会となりますので、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

それではお手数ですが、中村委員より反時計回りで一言ずつご挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(委員自己紹介)

事務局

ありがとうございました。

大変申し訳ございませんでした。名簿に誤植がありました。津田委員の県民交流室を県民躍動室に訂正の方お願いいたします。申し訳ございませんでした。

また、事務局といたしまして、環境係長の中濱、脱炭素・産業廃棄物担当係長の西原、環境課職員の山下、そしてわたくし環境課長の丸尾が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。なお、当審議会の幹事でもあります市民部長の末井が通常事務局として出席しておりますが、本日体調不良により欠席いたしております。

それでは次第の3、会長及び副会長の互選についてでございます。本審議会規則第5条で、審議会に会長及び副会長を置くこととし、委員の互選によって、これを定めるものとなっております。会長・副会長の選出についてご提案等がございましたらよろしくお願いいたします。

委員

はい、よろしいでしょうか。前回から引き続き、会長に萬代委員様、副会長に中村委員様にお願いしてはどうかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ただ今、会長を萬代委員に、副会長に中村委員にお願いしてはどうかのご意見がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局

異議なしの声がありましたが、賛同いただける委員の皆さまの拍手をお願いいたします。

(拍手)

事務局

ありがとうございました。それでは、会長を萬代委員、副会長を中村委員にお願いしたいと存じます。萬代会長、中村副会長、席の移動をお願いいたします。

萬代会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

会長

はい、皆さんこんにちは。どうも台風がこっちに来ようるんやね。

今年の天候はどうでしたですかね。秋の無いような、もう冬が、秋が無くて冬が来るような天候ですね。まあ非常に天候不順いうんでしょうかね。近年にない天候状況なんですけれど、委員の皆さまお元気で、今日はご出席をいただいてありがとうございます。

私がこの環境の委員長になって何年位になるんでしょうかね。ちょっと記憶にないんですけど、皆さんのお力を頂きながらなんとか頑張ってきておるんですけど。

今、この環境問題いいますのは、大きく言えば世界全体のテーマであり、我々個人にとっても非常に身近なテーマでございます。我々この審議会が、その大きなテーマのほんのわずかな一助にでもなればと思って、私も何年かは頑張っ
てまいりました。

しかし、ただ長くやっているというだけで、皆さんからお叱りを受けるかもしれないけれども、こうして新たに信任されますと、心新たにして、市民の一人のため、万人のために何とか頑張っていきたいと思いますのでよろしく
お願いしたいと思います。

今日は、そういうことでね、日中の会議で大変だろうと思うんですけど、各
団体からお見えになっている皆さんです、赤穂市を代表する皆さんがお集まり
なんでね。今日はテーマはそう多くはないんですけども、第一回目ですんで
ね、あまりないんですけども、これから皆さんのお力をお借りしながら、赤
穂の環境のために頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申しあげ
まして、ご挨拶とします。よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。

それではこの後の議事の進行につきましては、会長よりよろしくお願いいた
します。

会長

これからは座って失礼をさせていただきます。よろしくお願いします。

傍聴はないですね。

事務局
会長

はい。本日は傍聴はございません。

はい、それでは傍聴はございませんので、只今より審議に入りたいと思います。

規則第6条第4項によりまして、議事録署名人を指名させていただきたいと思います。議事録署名人には、一二三委員さんよろしくお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。次第4諮問事項「赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)」について、事務局より説明を求めます。よろしくお願いします。

事務局

赤穂市生活環境の保全に関する条例第23条第3項の規定により、赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)について、令和6年9月26日付けで市長より諮問がなされ、その内容については、事前に委員の皆さまにご案内し、ご意見を頂戴しているところでございます。

施行規則の改正内容と頂いたご意見、それに対する市の考えにつきまして、担当よりご説明いたします。

事務局

はい、失礼します。それでは私より、赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

まず資料2をご覧ください。こちらに関しましては、審議会の開催案内に同封させていただいた資料と内容としては同じものとなっております。こちらの内容をご説明いたします。

1改正の趣旨につきましては、こちらの条例の施行規則につきましては、工場・事業所等に対する公害防止対策等の基準をはじめ、条例の施行に関し必要な事項を定めたものでございます。施行規則については、平成28年3月に規制基準等の一部改正を行っておりますが、その後の社会情勢や技術の進展に対応するため、今回公害防止対策に係る設備基準の一部改正を行うものでございます。

2改正の内容につきましては、施行規則の「別表第4 公害防止対策に係る設備基準」のうち、「1 ばい煙処理施設等に係る設備基準」の「(2) ばい煙排出施設の規模及びばい煙排出条件に係る基準」について、改正するものでございます。2枚目につけております別紙をご覧ください。こちらの別紙の下線部を追加するというものと、打消し線部分を削除するものでございます。追加削除の部分についてご説明いたします。まず上段の表の方でございます、ばい煙排出口の使用燃料の種類別高さのところに3列ございますが、真ん中の列のところですね、現在は「灯油又はLNGを除く稀硫ガス」となっている部分の内、「LNGを除く」を削除いたしまして、それから稀硫ガスの稀という字を常用漢字の希に修正するものでございます。続きましてその右側の列、現在は「LNG」となっているものを今回の改正により「LNG等燃焼時に硫黄酸化物の排出がないもの」に改めるものであります。それから下の注意書きの4番のところ、「ばい煙排出口の使用燃料の種類別高さの区分について、明記のない燃料の場合

合、その使用する燃料の性状等に応じ、適用する。」を追加しております。現状この4番で書いていた部分について5番に改めるものでございます。改正の内容については以上になります。

戻っていただきまして、3改正の理由につきましては、工場・事業場について、本市環境基本計画のほか、各方面からも操業にあたっての脱炭素化が求められております。工場・事業場に設置されるばい煙排出施設の脱炭素化を図るには、今後、水素やアンモニア等を燃料として使用することが想定されます。については、水素やアンモニア等燃焼時に硫黄酸化物の排出がない燃料の使用を想定した基準とするとともに、その他の明記のない燃料を使用する場合に、その使用する燃料の性状等に応じ、使用燃料の種類を適用する旨を追加しまして、柔軟な基準の運用ができるように改正するものでございます。

4番改正施行規則の施行日、予定ではございますが、令和7年4月1日を予定しておりまして、今回の審議会で、この後手続きを踏みまして、答申をいただけたら、令和7年4月1日から施行したい考えでございます。

続きまして、資料の3をご覧ください。赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)に対する意見についてでございます。今回の開催案内に同封しました意見募集に関しまして、10月21日まで委員の皆さまのご意見を頂戴いたしました。意見の提出件数といたしましては、1名の方から1件の内容となっております。その中身に関してご説明いたします。

別紙に記載されている「一部改正(案)」について、下記の通り2箇所の追加をご検討下さい。ということで別表第4の今回改正する「LNG等燃焼時に硫黄酸化物の排出がないもの」の「LNG」の後に、「LNGや合成メタン(e-メタン)」という形で合成メタンの表記を入れるというご意見です。関連して、下段の方の燃料の換算表にございますLNGの欄に同じく、合成メタン(e-メタン)の表記を入れるというご意見になっております。理由としましては、近い将来に利活用が予測される燃料を加えておいた方がよいかと思っておりますというご意見を頂いております。これに対しまして、市の考え方といたしましては、水素やアンモニアとともに、この合成メタン(e-メタン)についても、今後活用が見込まれる燃焼時に硫黄酸化物の排出がない燃料の一つであると認識しております。今回の改正は、実証・実用化が進められている燃料のほか、更に新たな燃料の活用にも対応できるよう、規則に明記のない種類の燃料の取扱を燃料の性状等に応じて、柔軟に基準を運用するための改正でございます。そのため、ご意見にありました合成メタン(e-メタン)を含め、燃料の種類の追加というのは行わない考えでございます。説明は、以上でございます。

はい、どうもありがとうございます。それでは事務局の説明についてご意見、それから質問があればお受けしたいと思います。どなたからでも結構です。ごさいませんか。はいどうぞ。

会 長

委 員

この改正をするという背景についてもう少し解説をお願いしたいと思いま

事務局

す。要望も提出されていたと思うんですけども、そのあたりの背景をお願いしたいと思います。

はい、失礼します。こちらの今回改正する基準の部分につきましては、以前から工場・事業所の方々からご意見としていただいております。それから、今年の3月に商工会議所ですとか、赤穂環境保全協議会の方々、それから経営者協会の方々から要望書という形で、こういった基準の見直しを検討していただきたいということでご意見を頂きました。それを踏まえまして、そういったご意見もあるということ、それからこういう水素やアンモニアのようなクリーンな燃料を広めていきたいという環境課の考えもございまして、そういったところを総合的に判断いたしまして、今回この基準の改正に至ったものでございます。

委員

そしたら、実際にそういったLNGとか使う工場というのは、現状は無いんでしょうか。今後計画されているのは、どの程度あるのかお尋ねします。

事務局

それはこのLNG以外にという、例えば水素とかアンモニアとかという意味でしょうか。

委員

LNG、まああるやろうねえ。

事務局

そうですね。LNGを現在使用している工場というのはございます。それからちょっと私もどこまで申し上げたらいいのか、企業様の情報というのもあるんであれなんですけれども。確かに市内の企業の中でもですね、水素をエネルギーとした部品といいますか、機器の研究なんかをするということでご協議いただいたりしているケースというのはございます。まだそれは正直なところ、研究段階、検証段階といったものではございますけれども。そういった段階を経まして、今現在設置してある、例えばボイラーなんかが新しく、LNGのボイラーが新しく水素とかアンモニアを使ったボイラーに置き換わるということが、今後10年とかいうスパンで想定されるのではないかと考えております。

会長

委員もうよろしいか。

委員

いいですか、続けて。これからのことということでありまして、この煙突の高さですけどね、これは元々どういうように決まっていっているのかというところも知りたいところですけども。あと環境測定的には、これまで今の基準の高さで問題なく来れているのかということもお聞きしたいと思います。あとこれは、建物と煙突の高さの関係というのもあろうかと思いますが、そのあたりの考え方についておたずねします。

事務局

はい、こちらの煙突の高さにつきましては、この条例ができたところ、まあこの注意書きの2番にも昭和49年4月1日以降に新規に設置したものについて適用するという記載がございますが、この生活環境の保全に関する条例の前身であります、公害防止条例といったものの時から運用しているような基準でございます。実際、このばい煙関係の施設につきましては、大元としましては、法律の方で大気汚染防止法というものがまず大前提にはございます。それ

から兵庫県の条例などもあるんですけれども、そういう法律以上に市の方として、より生活環境に良いものとするためにこういった煙突の高さを高くすることによって、有害な物質をより拡散して生活環境のところで十分拡散して薄まるように高さの基準を設定しているものでございます。こういった基準を適応しながら、各施設については法律上の測定というのが義務付けられておりまして、そういった測定の結果というのは私どもも見ることがございます。そういった中身を見させていただきながら、届出などの数値と違ってないかどうかというのを随時見させていただいておりまして、特に大きな問題はないんですけれども、何かこうトラブ的な話、機械の故障などとかで、例えば届出の数値を超えるというような事象は発生することは実際ございます。それは機械のことですので100%はございませんので、そういったものはあるんですけれども、そういった時には実際そういうものを測定することによって、原因の追究であるとか、設備更新のタイミングを考えていただいたりということではしております。それから建物と煙突の関係につきまして、これはあくまでその煙突の出口の部分で考えますので、例えば建物が10メートルであって、その横から煙突が生えていて、合計で煙突の口が15メートルのところであるなら、それは15メートルという考えをするものになるんですけれども。そういった回答でよろしかったでしょうか。

委 員
事 務 局

いや、ダウンドラフト、ダウンドラフト。

ああ、正直そのダウンドラフトというところまでは、そこまで厳密に考えてはないんですけれども。そういうダウンドラフトとか、気流関係の話とは、設備の構造的な話というのが非常に関わってきますし、どれ位の温度であったりガス量であったりというのがケースバイケースではありますので、そういったものが十分にクリアできて。そうですね、建物の基準というのは、ちょっと何かこう具体的なものというのは正直ないんですけれども。

委 員
会 長

まあ今の状態で何もない方がいいんですけれどね。

もうええか。はい、ありがとうございます。他の方でご意見ございませんですか。

副 会 長
会 長
副 会 長

ちょっと一点だけ。

はいどうぞ。

すみません。追加部分の下線部の(注)の5ですけれども、この5の中のe-メタンの話はありましたけれども、「明記のない燃料の場合、その使用する燃料の性状等に応じ適用する」のこの性状等というのは、現時点でこういったものを考えられておるのでしょうか。

事 務 局

はい、今回この(注)書きでなく、上の方で追加する内容というのが「LNGと燃焼時に硫黄酸化物の排出がないもの」とありますように、この燃料の種類については、おおよそ硫黄酸化物の排出量というのを目安に考えてございます。ですので、ここに明記がない場合でも、まずはその硫黄酸化物の硫黄分が

会 長

含まれた燃料かどうかというところを見るのがまず一つございます。それ以外にも窒素酸化物ですとか、その他の有害物質が含まれている可能性もございますので、そういったものを総合的に判断していきたいと考えております。

他にございませんか。他にご意見が無いようですので、私の方から一言皆さんにお話ししたいと思います。

今回の施行規則の改正については、脱炭素社会の実現に向けたクリーンな燃料の取扱いについてのもので、直接的には事業者向けの内容であります。しかしながら、脱炭素社会に向けては、行政だけでなく、市民・事業者など全ての主体が一体となり、取り組む必要があります。各主体の協力が得られるよう分かりやすく情報提供するなど、市が中心となり、地球温暖化阻止の潮流を作っていただくようお願いをいたします。

また、委員の皆さまにも、官民連携し、情報を共有しながら脱炭素社会に向けた取組をそれぞれの立場で図っていただくようお願いしたいと思います。

それでは、他にご意見が無いようですので、この「赤穂市生活環境保全に関する条例施行規則の一部改正(案)」について、以上のことを踏まえまして、審議会として原案のとおりとする旨の答申を市長宛に行いたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長

はい、ありがとうございました。

また答申の記載内容につきましては、私と事務局に一任願えますでしょうか。

(異議なし)

会 長

はい、ありがとうございます。それでは市長に答申をしました後で、各委員の皆さんに答申書の写しをお届けしますのでよろしくお願いをいたします。

続いて次第5 報告事項、令和6 年度版「赤穂の環境」の概要について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局

では、失礼いたします。ちょっとスクリーンの方を使いますので、ただ今準備しておりますので暫くお待ちください。すみませんお待たせしております。

では、改めまして、「赤穂の環境」の概要についてご説明させていただきます。座って失礼いたします。

こちらの「赤穂の環境」の概要については本日お配りしております令和6 年度「赤穂の環境」という緑色の冊子のものになります。概要をまとめたものにつきましては本日資料4 としてお手元にお配りしておりますので、スクリーンと併せてご覧いただければと思います。

こちらの「赤穂の環境」令和6年度版につきましては、令和5年4月～令和6年3月までの結果をまとめたものとなっております。

まず、大気の状態についてご説明いたします。

本市においては市内8か所に一般の大気監視局を設置しまして、二酸化硫黄、それから二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどの連続測定を行っております。

そのうち赤穂市役所に設置しております市役所局につきましては、兵庫県の方で設置されている機器になります。では、各測定データについてご説明いたします。

二酸化硫黄についてでございます。令和5年度の市内8監視局の平均値が0.002となっております。グラフを見ていただきますとおり低濃度で推移しております。また環境基準の適合率、こちらについても100%となっております。兵庫県下の数値につきましても青色のグラフになっておりますが、低濃度で推移しております。

続きまして、SPM浮遊粒子状物質についてでございます。こちらについても、市内平均は0.012となっております。近年は大きな変動はない状況になっております。環境基準の適合率、こちら1時間値、日平均値ともに100%になっておりました。

続きまして、二酸化窒素NO₂についてでございます。こちらの市内平均値は0.006となっております。こちらほぼ横ばいの状況になっております。環境基準の適合率、こちら100%となっております。

続きまして、光化学オキシダントについてでございます。市域において、市役所、それから有年監視局の2局でオキシダント濃度を測定しております。こちらの2局の年間平均値は、0.033ppmとなっております。光化学スモッグが高濃度になるおそれがある場合につきましては、光化学スモッグの注意報等が、兵庫県より発令されることとなっておりますが、令和5年度は注意報等の発令はありませんでした。また、今年度も4月20日～10月18日まで光化学スモッグ特別監視期間として、体制がとられておりましたが、本日までに注意報等の発令はございませんでした。

続きまして、降下ばいじんについてでございます。こちらについては市内8監視局に2か所を加えまして、計10か所でデポジットゲージ法という測定方法によって降下ばいじんを測定しております。こちらの降下ばいじんについては、環境基準はございませんが、市において環境目標値というものを定めております。単位は1平方キロメートル当たりに降下するばいじんのトンの量ということで、月間値の平均値を1平方キロメートル当たり5トンと定めております。令和5年度の結果につきましては、棒グラフの一番右端ですね、2.34という数値になりまして、環境目標値を満たしている状況でございます。

続きまして、PM2.5微小粒子状物質についてでございます。こちらにつ

いては、市役所局ですね。県の測定局、市役所に設置している機器で測定しております。年間平均値が1立方メートル当たり5.1マイクログラムという数値でございました。こちらが月別の変化を表したグラフになります。いずれの月も環境基準の35マイクログラムを下回っている状況でございました。

続いて水質の状況についてご説明いたします。市内において千種川等の7河川15地点で年4回、それから海の海域の方で11地点で年4回、生活環境項目の調査を行っております。また、河川、それから海域とも年1回より詳しい調査として重金属類等の健康項目の分析も行っております。こちらが調査地点を地図に示したものであります。千種川については、北は檜原橋から南は新赤穂大橋までの7地点、それから長谷川1地点、加里屋川が2地点、新川が1地点、大津川が2地点、塩屋川が1地点の計15地点ということで調査を行っております。

こちらが年間の河川の水質調査結果についてであります。年4回の平均値はご覧のとおりとなっております。千種川における環境基準の適合率、こちらについては水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量が100%、溶存酸素量が93%、大腸菌数が86%という適合率となっております。その他の河川につきましても、環境目標値の適合率については、水素イオン濃度、溶存酸素量が100%、生物化学的酸素要求量が27%、浮遊物質量が79%という数値になってございました。

こちらが千種川の内、坂越大橋地点における水質の経年変化を示したグラフになっております。こちら浮遊物質、赤色のものにつきましては、一部平成27年頃にですね、河川改修等の影響により変動があった状況ではございますが、近年はどの項目についても安定した数値というものになっています。

続いて千種川における水質精密調査の結果についてでございます。千種川については、先程ご説明しました水素イオン濃度などの一般的な項目以外に重金属類やそれから有機塩素系物質等について年1回、有年橋と高雄橋の下流地点で調査を行っています。健康項目と呼ばれる27項目全て環境基準を満たしていました。

また、ダイオキシン類についても調査しましたが、環境基準1に対しまして、有年橋で0.028、高雄橋で0.026という数値となっております。

続きまして、海域の水質調査についてでございます。こちら11地点で年4回調査を行っております。この内4地点で年1回水質の有害物質などの詳しい調査、それから隔年で底質の調査も行っております。こちらが海域の水質の経年変化ということで、化学的酸素要求量であるCODの値が2.2になっておりまして、環境基準の2という数字を上回っていましたが、近年は2~3の間で推移している状況となっております。その他の水質については安定しているという状況になってございます。

続いて海域の方の水質の精密調査ということで、こちら健康項目につつま

して全て環境基準以下ということになっております。

最後に、地球温暖化についてでございます。令和5年度の赤穂市全体の温室効果ガスの排出量につきましては、約289万tの排出量ということになりました。基準年度の2013年度と比較しますと19.7%の削減となっております。

本日の説明はこれで以上となりますが、本日冊子の方をお配りしておりますのでご覧いただきまして、ご不明点等あれば、お気軽に環境課の方までお問い合わせいただければと思います。以上で令和6年度版「赤穂の環境」の概要に関する説明を終わります。

会 長

はい、ありがとう。それではただ今の説明についてご意見、また質問があればお受けします。はい、どうぞ。

委 員

すみません。さっきのグラフで窒素酸化物のグラフがあったと思うんですけども、県の平均値29より下回っていたと思うんですけども、28か、これですね。これ何か下がった理由というのは、何か分かりますか。

事 務 局

そうですね。これ、まず県の方の情報というのは県内各地にあるものになりますので、言い方あれかもしれないですけども、赤穂よりもさらに工業地帯であるとか、車が通っているところで測定してる分も含まれているものになります。ただ、赤穂市の方で近年、若干減少傾向といたしますか、本当に微々たる数字なのでこれを傾向と言っていいものかどうかはあるんですが、減少になっている要因としてですね、この頃から市で設置している監視局の測定機器を湿式から乾式という、より精度の高くなる、実際測定データを見ますと、より精度が高くなっているように見受けられる形式のものに順次変えていっております。窒素酸化物もおそらく2年に1台程度は、各監視局の分を入れ替えているペースになるかとは思っていますので、より精度が上がった結果、若干減少になっているように、平均としてはなっているように考えております。

委 員

分かりました。特に厳しく何かをやったとかそういうことではないんですね。

事 務 局

そうですね。NOxに関しましては、基本的に燃料の燃焼に伴って出るものですので、ちょっと今回の改正の基準にあるように、例えば重油から灯油とかLNGとかに変えたからといって、必ずしも下がるというものでもないものです。あと在り得るとしたら、例えば自動車とかでハイブリット車が増えたとか、そういったところで自動車由来のNOxというのが減っている可能性はあるかとは思います。

委 員

ありがとうございました。ちょっとあの赤穂市の平均濃度が県を下回っているのが、多分これが他のやつと比べたらこれが下がっていたので、赤穂市さんが何か頑張っているのかなと思って聞きました。逆にですね、降下ばいじん、これ3年から毎年ちょっとずつですがね、微々たるものですけども、3、4、5と上がっているんですけども、これって何か分かりますか。

事 務 局	降下ばいじんに関しましては、原始的といいますか、実際 1 か月分の雨を集めまして、その中の集めた雨水の中にあるばいじんの量というのを測定するものになります。ですので、例えば黄砂とかそういった影響をかなり受けるものになりますので、そういったところの要因で結構ばらついているなど。年間の月別の数字を見ましても、やはり春先なんかは結構多い傾向にあったり、あとは台風なんかでやはり雨風が多い時ですと、通常よりたくさん飛ぶ傾向であったり、集まっている傾向にはあるかなと思いますので。市の見解としましては、これが今こう上昇傾向にあるとか、増加傾向にあるというよりは、だいたい 2 ～ 3 ぐらいでここ 10 年 20 年来ているかなというような認識を持っております。
委 員	ありがとうございます。
会 長	はい、ありがとう。他にございませんか。はい、どうぞ。
委 員	温室効果ガスの排出量について、ちょっとお聞きしたいんですが、この示されている温室効果ガスというのは何を意味されているのですかね。算出の根拠なんですけれども、どういうものを対象としているのか。
事 務 局	はい、こちらは赤穂市にある例えば工場ですとか、家庭ですとか、そういったものをトータルしたものとご認識いただきたいと思います。その下の方にも小さい字なんですけれども、産業部門であるとか家庭部門といったような記載をしているんですけれども、それぞれ部門ごとにですね、電気とか燃料の使用量を市の方で把握できるものは積み上げたり、それから統計データなどを用いて推計したものになっております。
委 員	2030 年と 2050 年で特に 2050 年がゴールなんですけれども、よくご存知だとは思いますが、その折にもう少しシビアに温室効果ガスについてはやっとなかないと。おそらく温室効果ガスというのはだいたい約 90 % がよくご存知のとおり CO_2 なんですけど、それ以外にですね、結構 10 % くらいは、特にメタンだとか、N_2O だとかというのが含まれているんですよ。そのところで、やはり県だとか国だとかそういったところは、それぞれ種類に分けて分析したものをトータルして、累積で積算してやっているはずなんです。そのところが言い方は悪い言い方をすれば、CO_2 だけを概算で出しているんだったら。
事 務 局	メタン等については、それを CO_2 換算した形としてここに積算しているものにはなっております。
委 員	それ以外には、どうですか。
事 務 局	メタン以外のということです。
委 員	はい。
事 務 局	冊子をお配りしている委員の方々には、73 ページですね、簡単なグラフで申し訳ないんですけれども、一応こちらに CO_2 換算する前のそれぞれのガスの割合を CO_2 換算してこれ位の量ということで、右側のガスの種類と排出量という形で記載しているものが、こちらになります。

委 員	こういった、確かに大体全部揃っていますね。こういったガスの種類とか、ここの数値というのは、各企業から挙げられてきたデータなのでしょうか。
事 務 局	各企業から、当市の場合、環境パートナーシップ登録制度というのがございまして、特に環境に取り組んでいただいている企業様にご登録いただいているんですけれども、そういった企業様からは電気ですとか燃料の使用量というデータを頂戴いたしまして、出来る限り実態に応じた数字を積み上げながら、それでカバーできない部分というのは統計値などを用いて出しております。
委 員	分かりました。信じたいと思います。
会 長	はい、ありがとうございます。他にございませんか。
副 会 長	今、赤穂の環境についてご説明いただきました。大気水質とも良好に推移しているので安心をしたところであります。一点だけ確認と要望をちょっとお願いをしたいと思います。
	千種川等水質精密調査事業の中で、これ議会でも質問がありましたが、有機フッ素化合物PFASの関係ですけれども、これは今後環境課として千種川、この事業の一項目に追加する予定はあるのか、もし無いとすれば是非とも追加して欲しいという要望であります、その辺どうでしょうか。
委 員	はい、副会長おっしゃるとおりPFASの関連につきましては、先日の9月議会でも質問が出ておりまして、市の考えを答弁させていただいたところでございます。このPFASの関連につきましては、今、本当に正に環境省の方でも、どういう取扱いにするべきものかという議論をしているところでございます。先日もニュースで水道の管理値として格上げするという方針で議論を始めるといふ報道が出ているのを拝見させていただきまして、特に水道の方での対応というのが今検討されているところです。市の水道部局の方でも先日の議会も踏まえまして、浄水場等で測定しているデータの公表というのを先週か先々週かと思いますが、ホームページにも出すように対応しているところでございます。環境課の方としましては、いわゆる公共用水域、河川や海域の測定ということになるかとは思いますが、まず現時点では、特に千種川につきましては、兵庫県の方で測定しておりまして、特に問題となるような検出というのはされていないと聞いております。その状況を踏まえまして、市の方でどう対応するかというのは、正直まだ国や県の動向を見ながらというところにはなるんですけれども、これに応じて対応は検討していきたいと思っております。
副 会 長	千種川の精密調査につきましては、もうすでに50項目位の項目で調査しているんですけれどね。そうでしたら、1項目か2項目になると思うんですが、それくらい追加していただいても市民の皆さまに、まあ県がやっているとおっしゃられましたけど、安心するのではないかなと、まあこれ要望でございます。
事 務 局	はい、ありがとうございます。ただ今のご意見も頂戴したので前向きには考えていきたいと思っております。

会 長	はい、ありがとう。他にないですかね。他にないようですので、次に移りたいと思います。次第6その他について、事務局何かございましたかね。
事 務 局	失礼いたします。私の方から、市内の産業廃棄物最終処分場設置計画について、経過を簡単にご説明いたします。座って失礼いたします。 まず、西有年地区における産業廃棄物最終処分場設置計画に関しましては、令和3年11月1日に兵庫県より事業者の株式会社東洋開発工業所に対して、赤穂市及び上郡町の意見を伝えるとともに、追加資料の提出等について指示を行っておりますが、現在までに県に対して追加資料の提出はなされていないと聞いております。 次に、福浦地区の産業廃棄物最終処分場設置計画に関しましては、現在、県の紛争予防条例に基づく手続きにある、説明会実施状況報告書を準備している段階のままでして、表立った動きはございません。 いずれの計画につきましても、関係自治体等と連携しながら、今後も適切に対応してまいります。以上です。
会 長	はい、ありがとう。それでは全てこれで終わったようです。全体について何か皆さんの方から質問とかご意見ございませんですか。 はい、それでは他にないようですので、本日の審議会は全て終了します。 それでは最後に中村副会長の方から閉会のご挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。
副 会 長	失礼いたします。本日は忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 今日は市の条例の施行規則の中の設備基準等についての一部改正についての諮問が市の方からあり、色々ご意見を頂きました。ありがとうございます。 今後ともゼロカーボンへの取組や、それから技術の進展に対応するため、これら大気関係の基準、これなんかをまた色々検討せざるを得ない状況が出てくるかとも思います。その時は皆さんよろしくお願いをいたします。 これで環境審議会を終わります。ありがとうございました。

(午後3時5分閉会)